近郊緑地保全区域検討対象地域（見沼田圃）

■背景・目的

見沼田圃地域は、首都圏北部の市街地にくさび状に残る大規模緑地であり、農地や斜面林、水辺が一体となって、身近な自然環境や独自の地域景観を形成している。また、埼玉県、さいたま市とも、総合計画や都市づくりに関わる計画の中で、広域的な大規模緑地として、また地域の重要な緑地として位置付け、保全・活用・再生等の方向付けを行っている。

一方、見沼田圃の周辺では順次市街地の形成がなされ、開発圧力は依然として強い。このようなことから、無秩序な市街化を防止し、首都圏及び周辺住民の健全な心身の保持・増進を図るために、当該地域を近郊緑地保全区域に指定し、地域一体的に緑地の保全を図ることとする。

※見沼田圃…『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』【埼玉県等】において定義された区域。面積は 1,257.5ha。

■地域の概要

位置	埼玉県（さいたま市、川口市）
面積	総面積 2,100ha（デジタル面測結果 2,111ha） さいたま市 2,027ha、川口市 84ha
地域範囲 －右図参照－	大都市市街地にくさび状に残る大緑地帯である見沼田圃を中心に、それと一体となって特色ある自然環境や地域景観を形成している斜面林を含めた地域（さいたま市の北部から川口市の北部に至る見沼田圃と、その周辺を含む範囲）

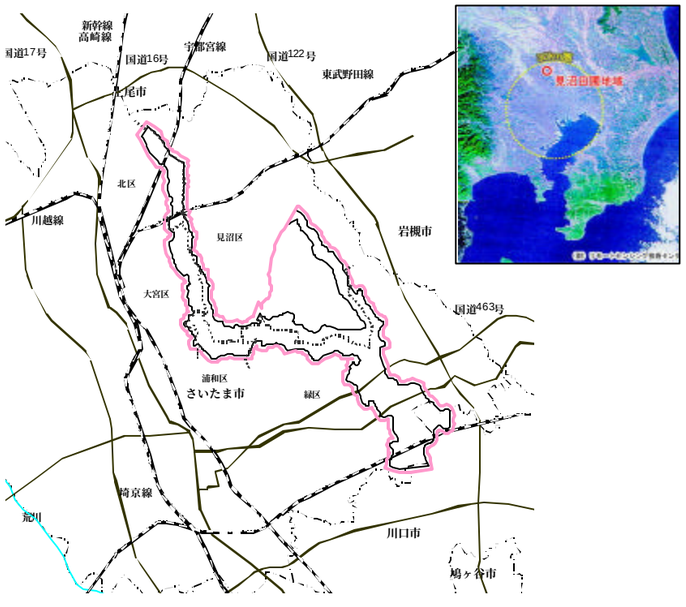

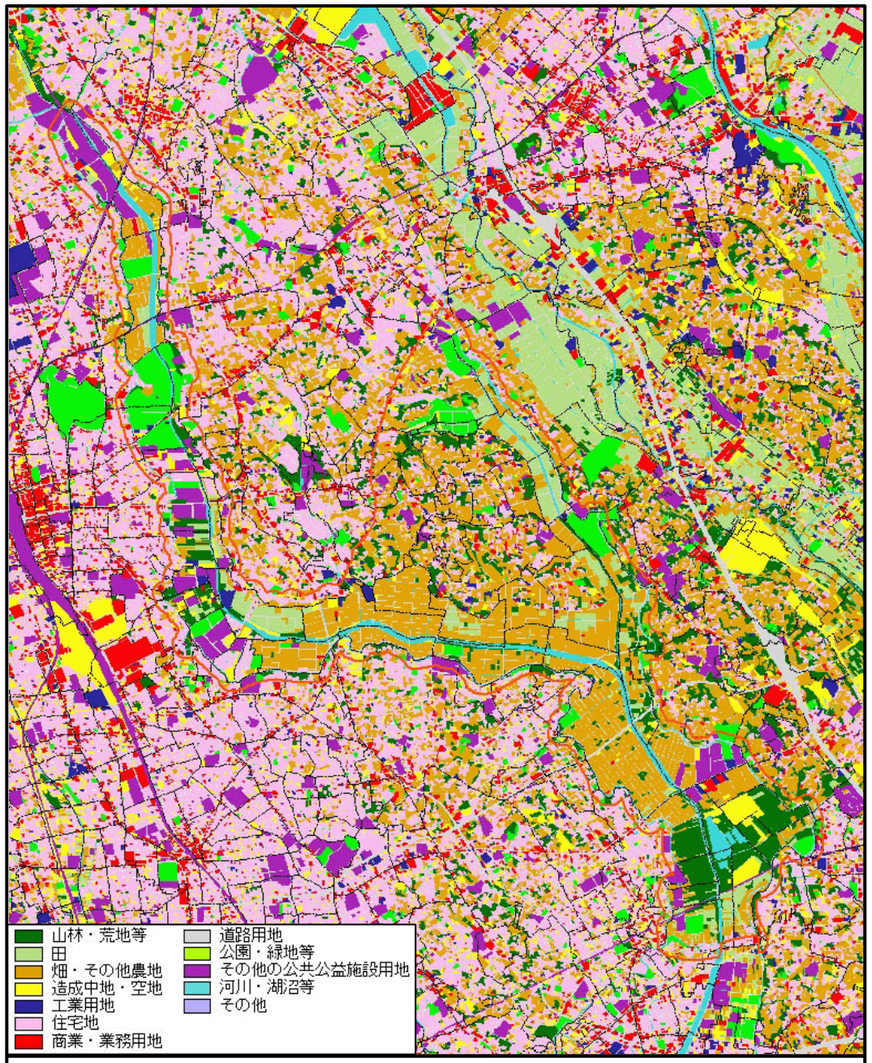

土地利用状況図（2000 年）

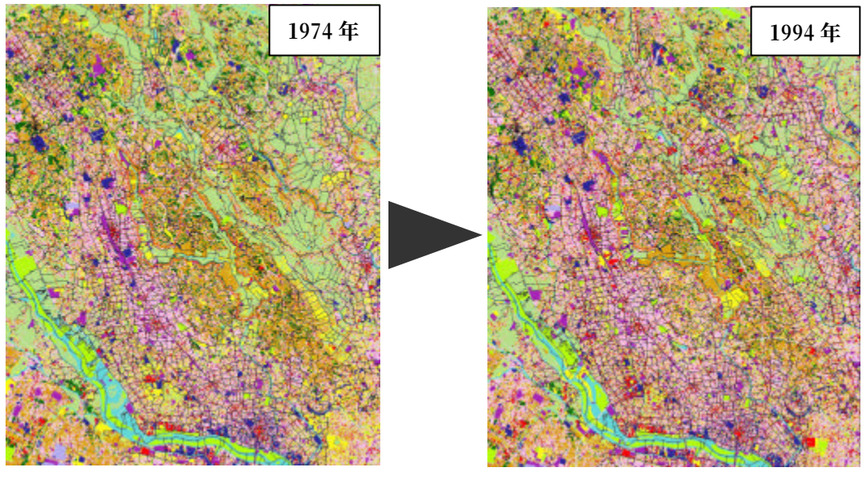

見沼田圃・水辺・斜面樹林の一体的景観

■地域の特徴

■自然環境の特徴■

○芝川、加田屋川に沿う見沼田圃と台地端の斜面樹林等から構成される。周辺の斜面樹林、屋敷林等と一体となって、首都圏でも有数の大規模緑地を形成している。

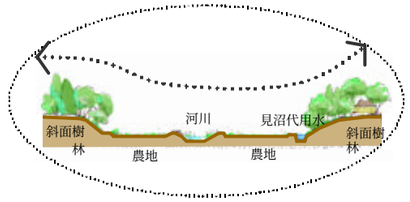

←見沼田圃の断面模式図

○見沼田圃及び周辺一帯は、江戸初期の溜井、中期の新田開発等の長い歴史を有し、見沼代用水、通船堀などの歴史・文化資源が多く存在する。

○『見沼三原則』以来、『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』（埼玉県）の制定など宅地化の抑制をはじめ、見沼田圃保全・活用に向けた様々な取組みが行われてきた地域である。

■景観■

○大都市市街地近郊にあって、樹林に囲まれた農地が長さ 14㎞ にわたって連続し、奥行き感・連続感のある景観を形成している。また、片柳等の一帯では見沼田圃に連続して谷戸が続き、斜面樹林、屋敷林とともに原風景ともいえる景観を残している。

■生物多様性■

○見沼田圃の農地、芝川・加田屋川等の水辺、周辺の樹林地には多様な生物が生息し、都市化の進む周辺市街地の中で貴重な生物多様性保全の場となっている。

■人と自然とのふれあいの場■

○当該地域は、さいたま市、川口市、鳩ヶ谷市等の市街地に近接し、緑地公園や歴史・文化材等も多く存在する等、市街地に残る大緑地帯として身近な自然とのふれあいの場となっている。

■その他■

○見沼田圃は遊水機能を持ち、下流域の浸水を防ぐ役割を持つ。また市街地の連たんを防ぐとともに、延焼防止や避難地など都市防災機能も期待されている。

■地域の現況

土地利用状況	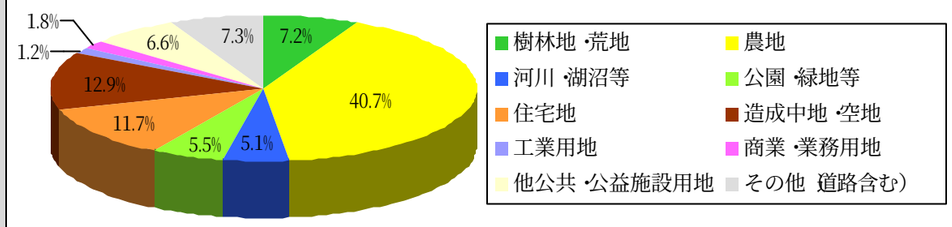 ⇨ 樹林地・荒地、農地を中心とした緑地的土地利用が全体の約７割を占める。 ⇨ 過去 20 年間（1974－1994）で緑地的土地利用が約 67ha 減少。特に樹林地・荒地が大きく減少。その反面、住宅地や工業用地等の都市的土地利用が地域内でも増加してきている。
開発の動向 ・主要建設開発のみ	名称 / 事業主体 / 面積・距離等 / 整備状況 ・高速埼玉東西連絡道路 / 公団 / 与野 JC～産業道路 / H16 年度完成予定 ・都市計画道路 / 国・県・市 8 路線 ・区画整理事業・開発行為 / 県・市・民 多数の区画整理事業が行われている ⇨ 地域内を通過する道路として、高速さいたま戸田線の整備が進められているほか、都市計画道路大間木丸ヶ崎線の整備も計画されている等、将来的にみて、貴重な緑地の分断化やそれによる緑地の荒廃、市街化の誘発のおそれがある。
法適用の現況 ・主な法精度のみ	・市街化区域（250ha） ：見沼田圃西部、見沼区の一部（ほぼ全域市街化調整区域） ・風致地区（123ha） ：大宮公園、大和田公園周辺地区が指定 ・農業振興地域（1,622ha） ：大宮公園、大和田公園の一帯を除くほぼ全域 ・農振農用地区域 （1,075ha） ：見沼田圃の一部と集落及び公共施設等を除いた農振地域 ・鳥獣保護区（14ha） ：区域周辺の大宮公園の一部、川口市北部一帯が指定 ・県立自然公園（18ha） ：区域周辺に安行武南県立自然公園が指定 ・地域森林計画対象民有林（29ha）：一部（染谷、片柳等）指定 ・見沼田圃（1,257.5ha） ：「見沼田圃保全・活用・創造の方針」の地区として指定 ・ふるさと緑の景観地、ふるさとの森、ふるさとの並木（県条例） ：景観地は１箇所、森は見沼田圃隣接樹林５箇所
緑被状況	・緑被率は 65.5%（樹林地 376ha、農地 636ha、草地 317ha、河川・湖沼等 54ha） ・過去約 40 年間（1961-2002）で緑被率は 97.2%から 65.5%へと大きく減少。特に農地の減少が著しい（▲994ha）。また、樹林地は見沼田圃外周部（特に西縁）にあたる部分の減少が大きく、この地域の重要な自然資源である斜面林の荒廃が進んでいるものと考えられる。
植生	・水田、畑地が全体の７割近くを占める。 ・樹林では落葉広葉樹林が最も多く、中でもアカシデ-イヌシデ群落がその大半となっている。 ・斜面林は、かつて農用林として利用されたコナラ等の落葉樹林が残ったものが多く、また、風害を避けるためのシラカシ等の屋敷林が残った常緑樹林も存在している。
景観	・見沼田圃は大都市市街地にあって広がりと奥行き感のある連続する谷景観を形成している。 ・染谷・片柳地区は、台地端に樹枝状の谷が入り込んだ複雑な地形景観を形成してる。 ・「見沼通船堀」など自然環境と一体となった多くの文化財が存在している。 ・「大宮公園（第二、第三）や「大和田公園」、「七里総合公園」など大規模な緑地公園が数多く立地しており、周辺の住民にとって憩いの場となっている。

その他 ・動植物相等	・見沼田圃及び周辺斜面樹林には、多様な野生生物が生息している。 ・鳥類は、水辺に、カワセミ、ハクセキレイ、コサギ等、雑木林に、コゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ツグミ等、斜面林に、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ムクドリ等が観察される。 ・下流域の浸水を防止する遊水機能や災害時の延焼防止や避難地としての役割など防災機能を有している。

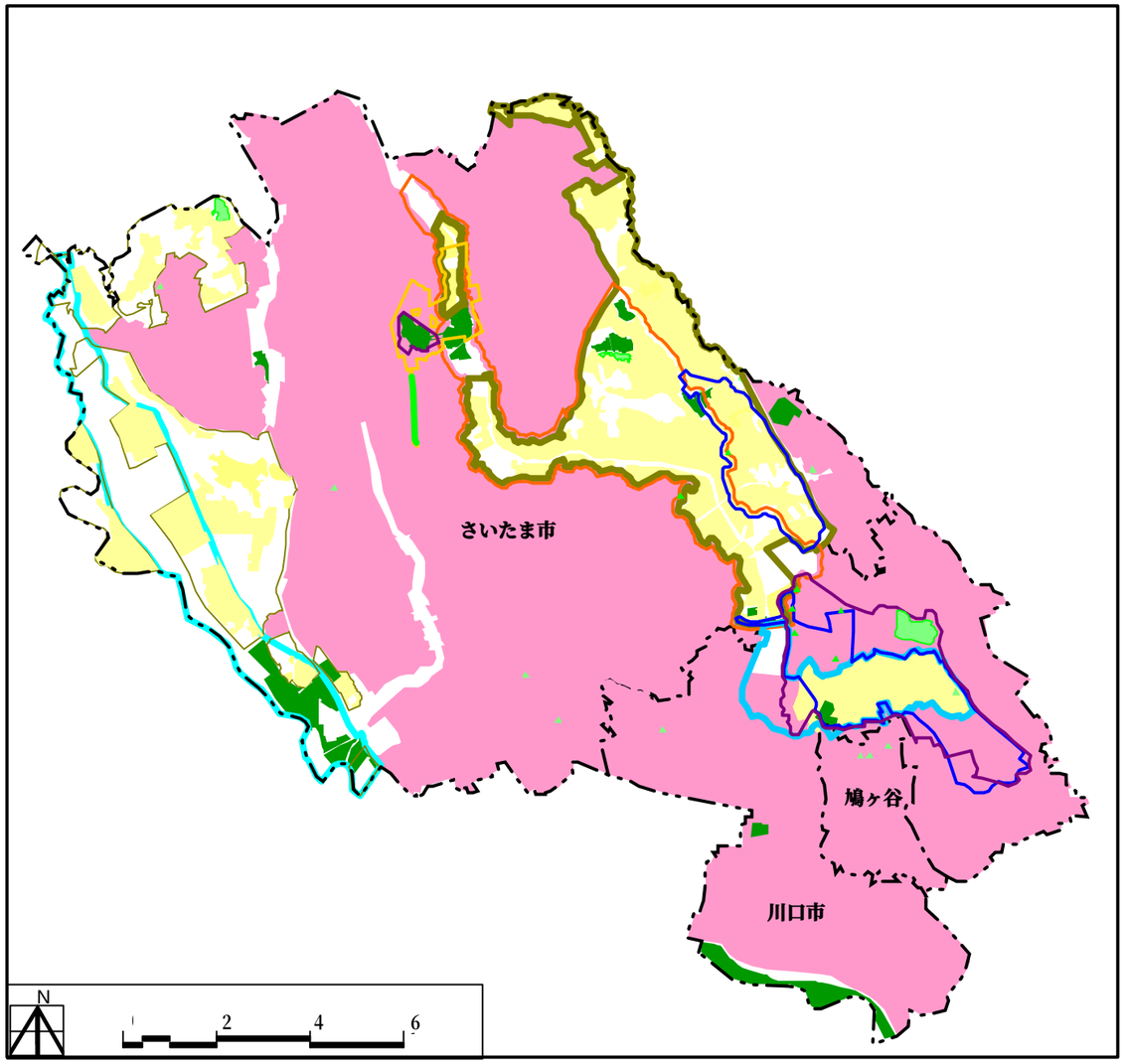

※都市計画公園・緑地については 10ha 以上のものを図示

主な法適用現況図

市街化区域 / 農業振興地域 / 農振農用地区域 / 風致地区 / 鳥獣保護区 / 近郊保全緑地区域 / 県立自然公園 / 都市計画公園 ･緑地 / ふるさとの緑の景観地 / ふるさとの森 / ふるさとの並木

■緑地の評価

検討対象地域の評価は、首都圏近郊緑地保全法の趣旨をふまえ、広域的観点から、A．良好な自然環境の形成、B．住民の健全な心身の保持及び増進への寄与、C．公害もしくは災害の防止効果、D．市街化のおそれ（状況）、の視点で評価を行った。

評価の視点	評価内容
A．良好な自然環境の形成	・当該地域は、大都市市街地に近接したまとまりのある大緑地帯であり、低湿地（水田）・河川・樹林地が一体となって形成された自然環境は多様な生物の生育生息を支える重要な基盤として高く評価できる。 ・自然環境総点検の評価では「生物多様性保全の場提供機能」（生物出現率）として５段階中ランク１～３となっている。
B．住民の健全な心身の保持及び増進への寄与	・当該地域内には自然環境と一体となった文化財や寺社仏閣、大規模な緑地公園が数多く存在し、周辺住民に対し、自然とのふれあいの場や憩いの場、景観の場を提供している。 ・自然環境総点検の評価では、「人と自然とのふれあいの場提供機能」（誘致圏人口）として５段階中ランク１、「良好な景観提供機能」としてランク２～３となっている。
C．公害若しくは災害の防止効果	・当該地域は下流の浸水を防止する遊水機能を有しており、水環境保全機能や洪水防止機能に高い役割を果たしている。 ・当該地域は、大都市市街地に近接した大規模な緑地空間であり、微気象調整機能、騒音緩和機能、温暖化防止機能、有機性廃棄物分解機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与すると言える。 ・自然環境総点検の評価では、「都市環境負荷調節機能」（浸透能又は貯留量）として５段階中ランク１～３となっている。
D．市街化のおそれ	・周囲をさいたま市、川口市等の市街地に囲まれるとともに、当該地域に向けて市街地の拡大が進んでおり、また、当該地域内でも小規模な都市的土地利用の蚕食が顕在化し始める等、内外からの市街化圧力が高まってきている。 ・地域内において具体的に都市計画道路の整備・計画が進められている等、現状のままでは今後、無秩序に市街化が進行するおそれが大きいと言える。

首都圏近郊緑地保全法の趣旨

○良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有すること。（第二条　定義）→A

○住民の健全な心身の保持及び増進の効果が著しいこと。（第三条　指定要件）→B

○公害若しくは災害の防止の効果が著しいこと。（第三条　指定要件）→C

○無秩序な市街地化のおそれが大きいこと。（第三条　指定要件）→D

■自然環境の評価（首都圏における保全すべき自然環境の総点検より）

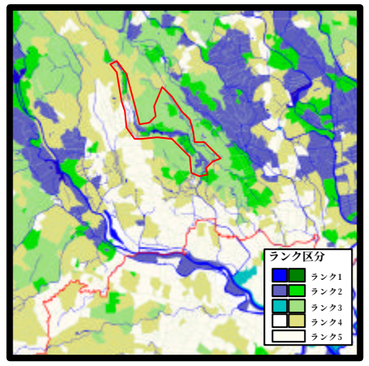

生物多様性保全機能評価図

ﾗﾝｸ	生物出現率
1	50%以上
2	40～50%以上
3	25～40%以上
4	10～25%以上
5	10%未満

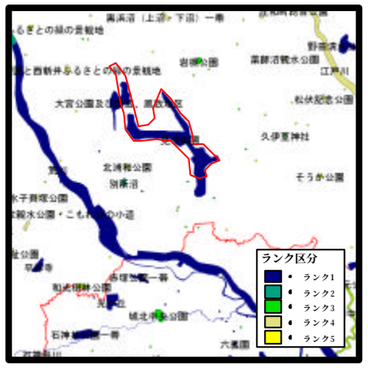

ふれあいの場提供機能評価図

ﾗﾝｸ	誘致圏人口
1	1000 万人以上
2	500 万～1000 万人
3	50 万～500 万人
4	10 万～50 万人
5	10 万人以下

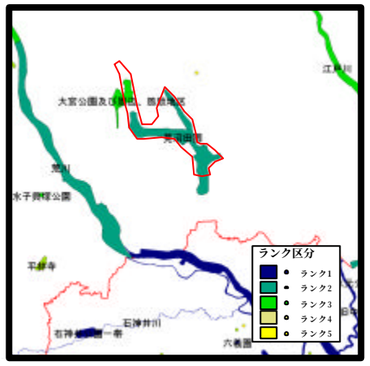

良好な景観提供機能評価図

ﾗﾝｸ	誘致圏人口
1	1000 万人以上
2	500 万～1000 万人
3	50 万～500 万人
4	10 万～50 万人
5	10 万人以下

■市街化のおそれ（都市的土地利用の変化）

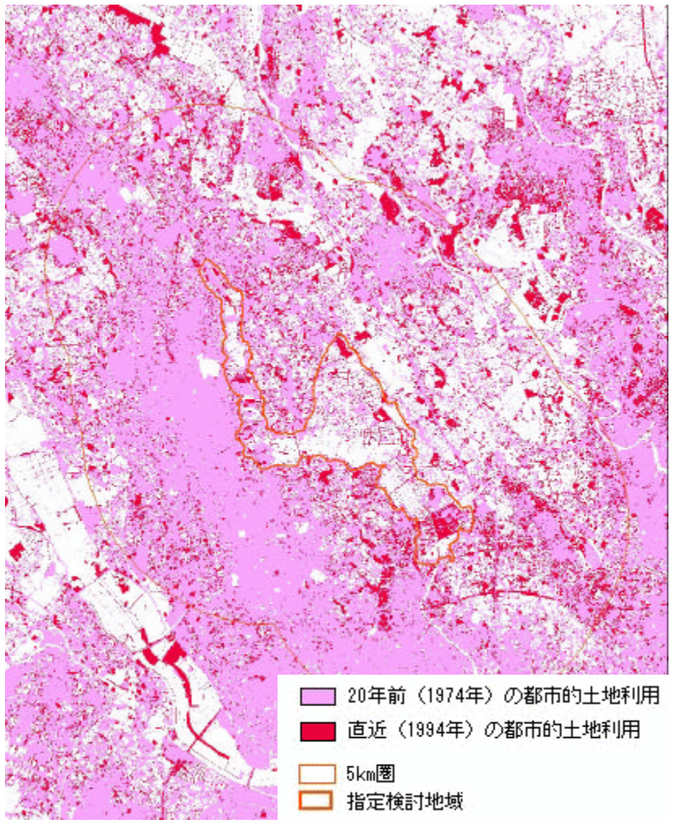

農地とさいたま新都心

斜面林

見沼代用水

■航空写真（平成１４年）

通船堀沿いの遊歩道

見沼通船堀

見沼自然公園

トラスト保全１号地

氷川女体神社

川口自然公園→

資料：さいたま市